

視聴データの現状

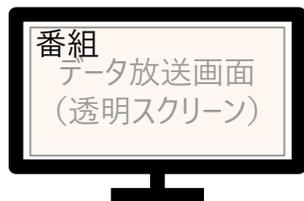
令和 3 年 4 月 2 7 日
事 務 局

- 「視聴データ」とは、インターネット接続機能を利用したテレビ受信機等において番組の視聴状況が分かるデータ。
- 地上デジタル放送で採用されているデータ放送画面（いわゆる「透明スクリーン」）を起動し視聴データを送信する方式、ケーブルテレビやメーカー等で採用されているテレビ受信機等（STB、レコーダーを含む）のログ機能を活用する方式等、視聴データの取得方法については、いくつかの方法が存在する。

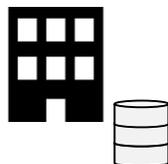
地上デジタル放送における 視聴データ取得方式のイメージ



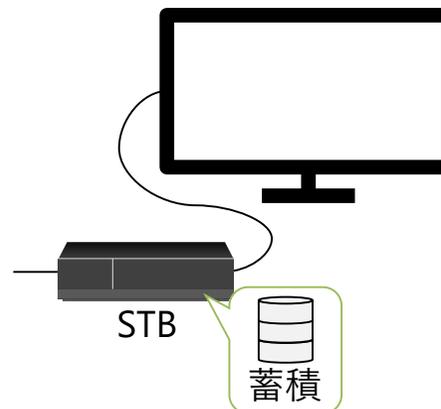
- 視聴データを取得している局又は番組にチャンネルを合わせる
- 画面には表示されないデータ放送画面（いわゆる「透明スクリーン」）が起動



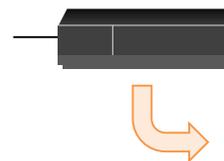
- 番組視聴中、一定間隔毎に視聴データが送信される
- 視聴者は、データ放送画面等で操作をすることで、視聴データの送信を停止することができる



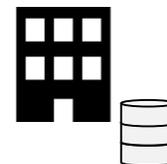
セットトップボックス等のログ機能を活用した 視聴データ取得方式のイメージ



- テレビと接続しているSTB（セットトップボックス）のログ機能を活用



- STBに蓄積されているログを一定間隔毎に送信

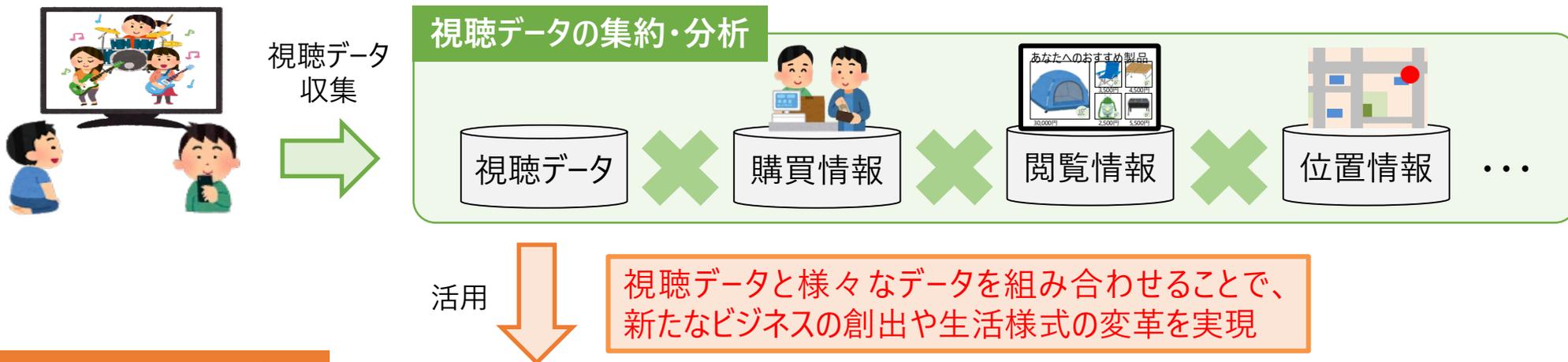


- 視聴データ（視聴関連情報）は、放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報を指し、視聴関連個人情報と非特定視聴関連情報の二つに分かれる。
- 視聴関連個人情報とは、個人情報に該当するものであり、「視聴履歴」は視聴関連個人情報の一部。
- 非特定視聴関連情報とは、特定の個人を識別できないものであり、「非特定視聴履歴」は非特定視聴関連情報の一部。ただし、例えば同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である（容易照合性がある）場合には、個人情報として取り扱われる。

視聴データ（視聴関連情報）		・放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報（視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。）
個人情報	視聴関連個人情報	・視聴関連情報のうち、個人情報（特定の個人を識別できるもの）に該当するもの
	視聴履歴	・視聴関連個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報 ・なお、この情報により視聴した放送の受信の契約者等が誰なのか（特定の個人）が識別できれば良く、実際に視聴した者（契約者の家族のうち、誰が実際に視聴したのか等）が個別に特定される必要はない（視聴の都度、個人情報の提供に関して同意する場合を除く。）
個人情報以外	非特定視聴関連情報	・視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの
	非特定視聴履歴	・非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報

視聴データの活用への期待

- 視聴データを収集・分析することで、視聴者の生活地域、ライフスタイル、趣味趣向、興味関心、行動特性といった様々な視聴者の属性の推定が可能となる。小売業、サービス業等、他業種との連携を通じた新たなビジネスの展開や、住民の利便性、安全性の向上への活用が期待される。



利活用イメージ



ユーザへのターゲティング精度を高めた
広告配信の実現による広告価値の向上



番組・CMと連動した特典・クーポンの配布
による集客効果・付加価値の向上



観光地や旅行業界との連携による
観光業・地域振興の促進



チケットやグッズの販売、ファンクラブ等への
誘導によるエンタメ・スポーツ業界の活性化



飲食店やレシピサービス等との連携による
飲食・小売業界の活性化



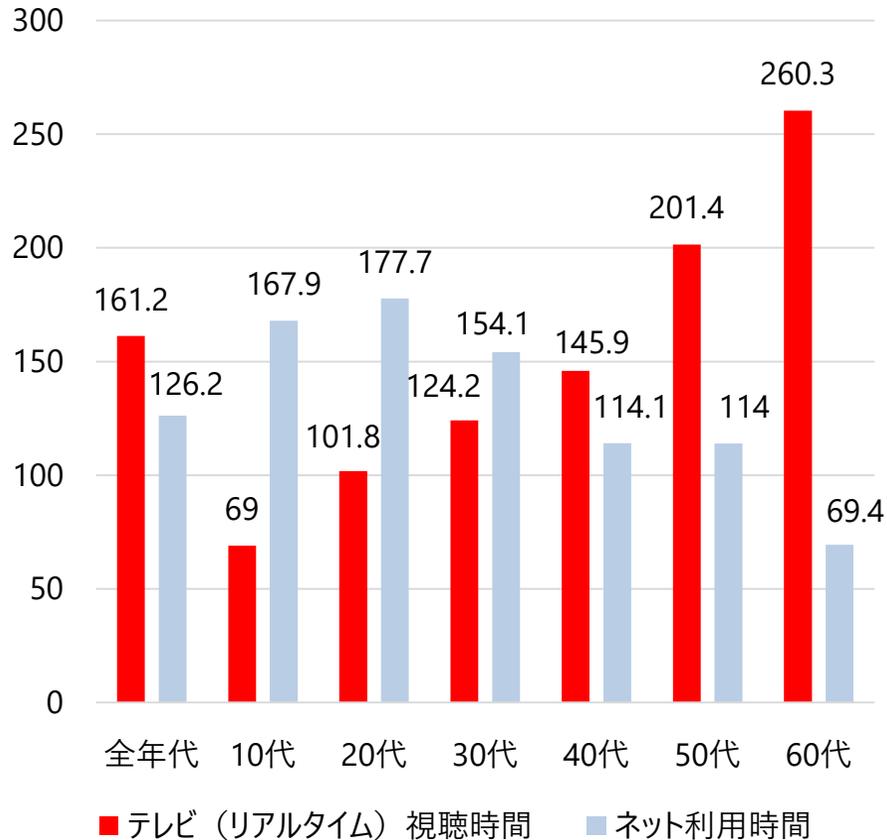
IoTデバイス等との連携による
購買の簡易化・キャッシュレスの促進

テレビ視聴とネット利用における利用時間の比較

○ 10代～30代はネット利用が多い一方、60代をはじめとする中高年では、テレビのリアルタイム視聴が多い。

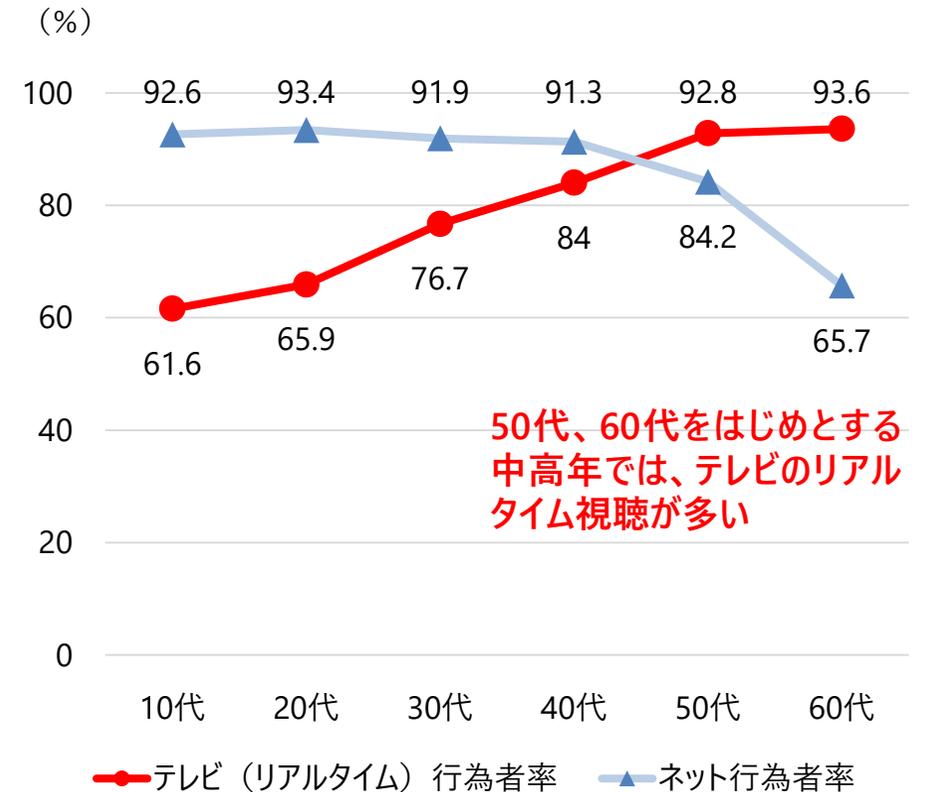
主なメディアの平均利用時間（平日）

(分/日)



主なメディアの行為者率※（平日）

※行為者率：調査日1日あたりの、調査対象者のうち情報行動を行った人の比率



50代、60代をはじめとする中高年では、テレビのリアルタイム視聴が多い

○ 放送事業者等により、非特定視聴履歴や視聴履歴の収集、集約及び活用に向けて、以下の取組が行われている。

	非特定視聴履歴に関する取組		視聴履歴に関する取組	
	NHKによる実証	在京民放4社による実証	日本テレビによる取組	ジュピターテレコムによる取組
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静岡県域のインターネットに接続されたテレビを対象 ○ 放送サービスの向上、地域の多様性やニーズを踏まえたより良い番組編成・制作等のための視聴分析や視聴調査の手法の検討を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビジョンが収集した視聴データを利用 ○ 収集した視聴データを共同利用し、外部のマーケティングデータとの連携して検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本テレビグループ会社 HAROiD ID（現在はYourTV ID）としてスタートし、令和3年4月1日からは、TVerが運営 ○ ゲームや視聴者プレゼント等のID活用サービスとあわせて視聴履歴も活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ J:COMテレビサービス加入で、視聴データ取得可能なSTB（Set Top Box）を設置、かつ視聴データ取得に関してお客様の承諾を頂けた場合にSTBを経由して視聴データを取得・利用
対象数	静岡県内の約150万世帯	関東地区で約700万世帯	関東地区 約12万台/週	J:COMサービスエリア（札幌、仙台、関東、関西、九州）の約250万世帯
期間	令和2年8月24日正午～9月7日正午	令和3年3月1日～3月31日	平成28年10月～	平成29年7月～
活用データ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴中のチャンネル情報・番組の時刻情報 ○ IPアドレス（市区町村の判定に利用後、破棄） ○ 同一受信機を一意に識別するためにNHKのサーバーが発行するID 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴中のチャンネル情報、番組の時刻情報 ○ IPアドレス ○ テレビ受信機に設定された郵便番号 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴時刻、データ放送企画への参加データ ○ 性別・年齢・郵便番号の視聴者属性 ○ 視聴者アンケートによるご意見 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴データ（視聴中のチャンネル情報、番組の時刻情報） ○ おすすめ番組等、視聴データを活用した内容をお届けするために利用するデータ（住所、メールアドレス等）

- 総務省における視聴データに係る実証事業の取組概要は以下のとおり。

令和元年度

【実証概要】

- 在京民放5社による放送コンテンツのネット同時配信に関する共同実証の中で、**同時配信の視聴データ**と、**インターネットに接続されたテレビから収集した視聴データ**を集約・分析する**共同技術実証**を実施。
- データの収集に関する**視聴者への適切な周知・告知のあり方**等の視聴データを安心・安全に運用するための課題、**視聴データの正確な取得・分析**や、**収集・集約・可視化**等の視聴データに関する技術的な課題、**視聴データの利活用**に向けた課題に関する調査検討を実施。

オプトアウト方式で取得する
非特定視聴履歴の取扱い
に関するプラクティス
(ver.2.0) に反映
(令和2年7月公表)

令和2年度

【実証概要】

- 在名民放5社において、**放送の非特定視聴履歴**と**インターネットの閲覧履歴**を組み合わせた**クロスデバイス連携**を前提とした利用者への告知方法や**データ統合**に関する検証を実施。
- **視聴者属性情報**と**視聴データを分析**することによる**視聴者ニーズの掘り起こし**及び**ビジネスの創出可能性**に関する検討を実施。
- **同一地区の放送局間**における**視聴データの共同利用**や**ローカル局特有の課題**について、モニターに対するアンケート調査や在名民放5社による机上検討等を通じて、検討結果を取りまとめ。

オプトアウト方式で取得する
非特定視聴履歴の取扱い
に関するプラクティス
(ver.2.1) に反映
(令和3年4月公表)

令和3年度

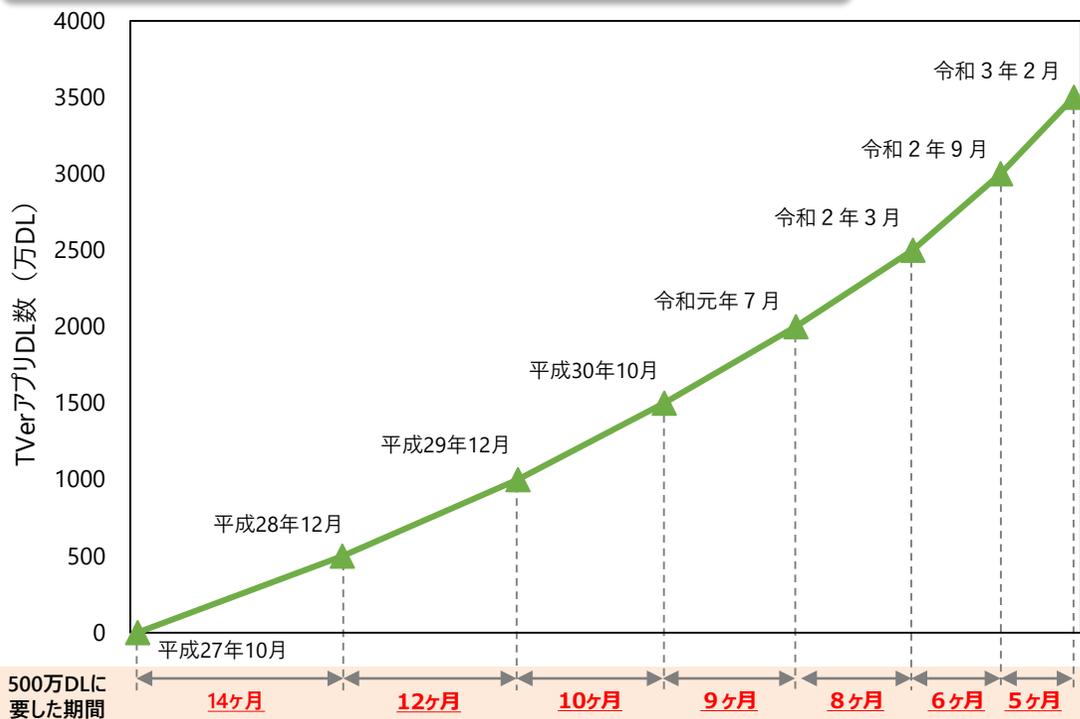
【実証概要】

- **視聴履歴**から、「**仮名加工情報**」や「**匿名加工情報**」にデータ加工し、**仮名加工・匿名加工に関する十分性評価**、加工基準の安全性と有用性のバランスを踏まえた**仮名加工情報等の新たな活用に関する検討**を実施。
- 個人関連情報の第三者提供規制を踏まえた、**提供元での同意取得のあり方**や**提供先事業者における視聴履歴の取扱いの制限**等について、一般消費者によるアンケート及びインタビューを通じて検討結果を取りまとめ。

放送受信者等の個人情報
保護に関するガイドライン、
認定個人情報保護団体指針
等に反映予定

- リアルタイムでの視聴ができなかった視聴者をターゲットとして、放送後一定期間限定で見逃し配信しているほか、令和2年10月3日から同年12月30日まで試行的に実施された日本テレビ系列（日本テレビ、読売テレビ、中京テレビ）による「日テレ系ライブ配信」サービスの取組やネット同時配信に関する実証実験等において、「TVer」を活用している。
- 令和3年2月時点でTVerアプリが累計3,500万ダウンロードを突破しているほか、令和3年3月の月間動画再生数は1億8,305万回、月間ユーザー数は1,622万人を記録している。

TVerアプリのダウンロード数（累計）の推移



(参考)
 ウェザーニュースアプリ 2,500万(令和3年1月)
 PayPay登録者数 3,500万(令和3年1月)

サービス名	TVer（ティーバー）
開始時期	平成27年10月26日
関係民放社	①日本テレビ放送網（株）、②（株）テレビ朝日、③（株）TBSテレビ、④（株）テレビ東京、⑤（株）フジテレビジョン、⑥（株）毎日放送、⑦朝日放送（株）、⑧読売テレビ放送（株）、⑨関西テレビ放送（株）、⑩テレビ大阪（株）ほか各局で連携
提供期間等	原則1週間（放送終了後から次回放送まで）
料金	無料
対象デバイス	パソコン、スマートフォン、タブレット、FireTV Stick、一部TV(Android TV等)
配信コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・各社放送中のドラマやバラエティ（令和3年4月時点 約350番組 毎週更新） ・令和元年7月24日より過去のオリンピックの名場面を無料で配信（TVer×gorin.jp） ・令和元年8月26日よりNHKが番組提供を開始（令和3年2月2日時点で16番組を提供）
広告	あり
字幕	一部のドラマ番組で対応開始（令和2年4月～）
倍速再生	令和2年9月より対応開始

○ 視聴者からのニーズの高いスポーツ、ニュース番組を同時配信する取組がトライアル的に行われている（スポットイベント配信による一回限りの取組も含む。）。

事業者名	日本テレビ	テレビ朝日	TBSテレビ	フジテレビジョン	テレビ東京	在京民放5社 (実証実験)
配信日・番組	令和2年 10月3日~12月30日 (毎日夜19時頃 ~25時頃) 日テレ系ライブ配信 (ドラマ、ニュース、 バラエティ等) ※日本テレビ、讀賣 テレビ、中京テレビ3社 共同 令和3年 1月2日、3日 第97回 箱根駅伝	令和3年3月29日 サッカーU24国際強化 試合	令和3年1月1日 ニューイヤー駅伝2021	令和元年 9月14日~10月15日 ワールドカップバレー 2019	月~金曜日の朝 Newsモーニング サテライト	令和2年 1月20日~24日夕方 (16時頃~19時頃) 夕方の報道番組
視聴方法	○TVer	○TVer	○Paravi ○TVer	○FOD ○TVer	○テレ東Biz	○TVer

放送分野ガイドラインの位置づけ

- 放送分野においては、放送分野に特有の規律を追加する必要があることから、個人情報保護法の第6条及び第8条に基づき、総務大臣が放送分野ガイドラインを策定するものとされており、放送受信者等の視聴履歴その他の個人情報の適正な取扱いに関し、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等について、具体的な指針を示している。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

基本理念、国及び地方公共団体の責務・施策、基本方針の策定等（第1章～第3章）

公的部門

国の行政機関
行政機関の保有する
個人情報の保護に関する法律
（法律）

独立行政法人等
独立行政法人等の保有する
個人情報の保護に関する法律
（法律）

地方公共団体等
各地方公共団体において
制定される個人情報保護条例
（条例）

民間部門

個人情報取扱事業者の義務等（第4章～第6章）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等

放送分野

電気通信分野

...

放送受信者等の
個人情報保護に関するガイドライン

電気通信事業者における
個人情報保護に関するガイドライン

...

認定個人情報保護団体の指針等

- 分野横断的に適用される個人情報保護委員会ガイドラインの内容を反映させ統一性を図る一方、放送分野ガイドラインでは、放送分野特有の事情に即して規律を追加。

個人情報保護委員会ガイドライン

通則編

目的および適用対象

定義

個人情報取扱事業者等の義務

漏えい等の事案が発生した場合等の対応

「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方

域外適用及び適用除外

ガイドラインの見直し

(別添) 講ずべき安全管理措置の内容

(外国にある第三者への提供編)

(第三者提供時の確認・記録義務編)

(匿名加工情報編)

共通ガイドラインに
内容追加した条項

放送分野特有として
新規追加された条項

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン (主な上乘せ規程)

・総則

適用対象 (第2条)

定義 (第3条)

・個人情報の取扱いに関する共通原則

利用目的の特定 (第4条)

取得の制限 (第6条)

適正な取得 (第7条)

個人データの保存期間及び消去等 (第10条)

従業者及び委託先の監督 (第12条)

第三者提供の制限 (第16条)

・個人情報の取扱いに関する共通原則

個人情報保護管理者 (第13条)

受信機に記録された個人情報の管理 (第14条)

プライバシーポリシー (第15条)

・視聴履歴の取扱い

視聴履歴の取扱い上の注意 (第34条)

視聴履歴取得等に係る同意 (第35条)

条項	共通ガイドラインから追加された内容
第2条 適用対象	放送分野ガイドラインの適用対象や、本ガイドラインにおける受信者情報取扱事業者の個人情報の取扱いに係る個人情報保護法の規定の適用関係を明確に規定する。
第3条 定義	放送分野特有の用語の意義を解説するために規定する。
第4条 利用目的の特定	視聴履歴の第三者提供が可能となることから、 プライバシー性の高い個人情報の適切な取扱いを確保するため、他の分野とは異なる取扱い を規定。
第6条 取得の制限	受信者情報取扱事業者は視聴履歴というプライバシー性の高い個人情報を含む多様な個人情報を保有することから、その 保護の必要性の高さに鑑み、不必要な個人情報の利用を防ぐ ため、規定する。
第7条 適正な取得	視聴された放送番組に係る個人情報を直接取得する受信者情報取扱事業者が、放送事業者以外の、スポンサー等の者である場合があるため、 放送受信者等が受信者情報取扱事業者が誰なのかを了知できるように 、必要な対応を規定する。
第10条 個人データの保存期間及び消去等	視聴履歴の取扱いの制限が緩和されることに伴い、視聴履歴が長期間蓄積することによりプロファイリングのリスクが高まること、放送受信者等の予見可能性を確保する観点から、個人データについて利用目的に必要な範囲内での保存期間を定め、かつ、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、 当該個人データを遅滞なく消去するよう努力義務 を定める。
第12条 従業者及び委託先の監督	受信者情報取扱事業者は視聴履歴というプライバシー性の高い個人情報を含む個人情報を保有することから、その保護の必要性の高さに鑑み、 安全管理措置について他の分野よりも一層高い取組 を行うよう努力義務を規定する。
第16条 第三者提供の制限	視聴履歴はプライバシー性の高い個人情報であり、他の情報と併せて利用することでプロファイリングによるプライバシー侵害のリスクも高まることから、 本人の同意の取得を前提とすることとし、オプトアウトの対象から外す ことを規定する。

条項	放送分野特有として新規追加された条項の内容
第13条 個人情報保護管理者	受信者情報取扱事業者は視聴履歴というプライバシー性の高い個人情報を含む個人情報を保有することから、その保護の必要性の高さに鑑み、 安全管理措置について他の分野よりも一層高い取組 を行うよう努力義務を規定する。
第14条 受信機に記録された個人情報の管理	受信機に記録された放送受信者等の個人情報 が、放送番組の視聴に伴って受信機と接続された電気通信回線設備を通じて発信可能な場合について、放送事業者 に必要な安全管理措置を講ずるよう努力義務 を規定する。
第15条 プライバシーポリシー	受信者情報取扱事業者は、視聴履歴というプライバシー性の高い個人情報を含む個人情報を保有することから、個人情報保護のための措置について 対外的に公表、説明するよう努力義務 を規定する。
第34条 視聴履歴の取扱い上の注意	視聴履歴の分析により、放送受信者等の趣味・嗜好に留まらず、 要配慮個人情報を推知する行為は、プライバシー侵害や要配慮個人情報の取得に至るおそれ もあることから、このような取扱いを防ぐために規定する。
第35条 視聴履歴取得等に係る同意	<p>視聴履歴について、従来の第1号及び第2号に加え、匿名加工情報作成の目的について「利用目的の公表又は通知による取得」を可能とすることを規定する。</p> <p>既定の目的のために必要な範囲を超える場合には、視聴履歴のプライバシー性の高さに鑑み、事前の本人の同意を前提に取扱いを可能とすることを規定する。</p> <p>受信者情報取扱事業者は、放送受信者等が視聴履歴の取扱いに同意しない場合でも、放送法の原則に鑑み、放送の受信を可能とすべきことを規定する。</p> <p>視聴履歴が継続的に蓄積されるものであること、テレビ受信機については本人以外の他の世帯の構成員の意向により同意の意思が変更されることがあり得ることから、一度取得した同意からのオプトアウトを可能とすることを規定する。</p>

- インターネットを活用した動画配信サービス等が普及しているところ、放送事業者等においても、インターネットを通じて放送番組の同時配信や見逃し配信等のサービスを提供する取組が実施されている。
- また、ハイブリッドキャスト等を活用した放送・通信連携サービスの実サービス化も進んできており、放送と通信における視聴データを統合して管理・利用することが見込まれること等から、視聴データの扱いに関して、放送分野ガイドラインの改定においては、電気通信分野ガイドラインとの適用範囲を整理する必要がある（なお、現行の電気通信分野ガイドラインの適用対象事業者は、「電気通信事業法上の電気通信事業※¹を行う者※²」としており、電気通信事業者としての届出の有無によらない。

	放送分野ガイドライン	電気通信分野ガイドライン
適用対象事業者	受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者を対象	電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象
適用サービスの例	地上放送、衛星放送、有線放送（CATV、FTTH）、同時再送信	ビデオストリーミング配信（同時配信、追っかけ配信、見逃し配信、VOD配信）等※ ³

※¹ 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法第118条第1項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
 ※² 同じサービスを提供しながら本来行わなければならない手続を経ていないという理由でガイドラインの対象外となるのは不合理であることから、電気通信分野ガイドラインでは、こうした手続の有無にかかわらず、電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象としている。
 ※³ 電気通信分野ガイドラインの適用サービスは多岐にわたるが、ここでは、視聴データを取り扱うと考えられるサービスを取り上げている。

- 放送分野ガイドラインでは、視聴履歴に関する規律等、放送分野に特有の規律を追加。
- 電気通信分野ガイドラインでは、通信の秘密に属する事項等、電気通信分野に特有の規律を追加。

放送分野ガイドライン

(ガイドライン)

第1条
}

(ガイドライン解説)

- 1 目的及び適用対象
- 2 定義
- 3 受信者情報取扱事業者等の義務
 - 3-1 個人情報の利用目的
 - 3-2 個人情報の取得
 - 3-3 個人データの管理
 - 3-4 受信機に記録された個人情報の管理**
 - 3-5 プライバシーポリシーの公表
 - 3-6 個人データの第三者への提供
 - 3-7 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等
 - 3-8 個人情報の取扱いに関する苦情処理
 - 3-9 匿名加工受信者情報取扱事業者等の義務
- 4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
- 5 個人情報保護委員会による「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方
- 6 適用除外
- 7 視聴履歴の取扱い**
 - 7-1 視聴履歴の取扱い上の注意**
 - 7-2 視聴履歴取得等に係る同意**
- 8 域外適用
- 9 ガイドラインの見直し
- 10 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容

電気通信分野ガイドライン

(ガイドライン)

第1条
}

(ガイドライン解説)

- 1 目的及び適用対象
- 2 定義
- 3 電気通信事業者の義務
 - 3-1 個人情報の利用目的
 - 3-2 個人情報の取得
 - 3-3 個人データ等の管理
 - 3-4 プライバシーポリシー
 - 3-5 個人データの第三者への提供
 - 3-6 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等
 - 3-7 個人情報の取扱いに関する苦情処理
 - 3-8 匿名加工情報取扱事業者等の義務
- 4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
- 5 各種情報の取扱い**
 - 5-1 通信履歴の記録**
 - 5-2 利用明細**
 - 5-3 発信者情報**
 - 5-4 位置情報**
 - 5-5 不払い者等情報の交換**
 - 5-6 迷惑メール等送信に係る加入者情報**
 - 5-7 電話番号情報**
- 6 ガイドラインの見直し
- 7 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容

差異がある項目	放送分野ガイドライン	電気通信分野ガイドライン
利用目的	視聴履歴の第三者への提供を利用目的とする場合、当該第三者の範囲をできる限り具体的に明らかにするよう規定。（第4条第2項）	電気通信サービスを提供するため必要な範囲を超えないように規定。（第4条第3項）
利用目的による制限	規定なし	通信の秘密に係る個人情報を利用目的による制限の例外の適用除外として規定。（第5条第4項）
取得の制限	放送受信者等の個人情報の取得について、その事業に必要な場合に限るよう規定。（第6条）	電気通信サービスを提供するため必要な範囲を超えないように規定。（第6条）
適切な取得	放送受信者等が、受信者情報取扱事業者が誰なのかを了知できるよう、必要な対応を規定。（第7条第2項、第3項）	通信の秘密に係る個人情報の取得に制限があることを規定。（第7条第3項）
保存期間等	視聴履歴の長期間蓄積により、プロファイリングのリスクが高まる等の観点から、保存期間の設定及びデータ消去に係る事項を規定。（第10条第1項、第2項）	通信の秘密に該当する個人データ及び該当しない個人データにおいて、それぞれ保存期間の設定及びデータ消去に係る事項を規定。（第10条）
従業者及び委託者の監督	プライバシー性の高い視聴履歴について、他の分野よりも一層高い安全管理措置を行うよう規定。（第12条第2項、第13条）	個人データ等について、従業者及び委託先の監督、並びに個人情報保護管理者を定めるよう規定。（第12条第2項、第13条）
個人情報保護管理者		
受信機に記録する個人情報の管理	受信機に記録された個人情報について、安全管理措置を行うよう規定。（第14条）	規定なし

差異がある項目	放送分野ガイドライン	電気通信分野ガイドライン
プライバシーポリシー	プライバシー性の高い視聴履歴を保有することから、 個人情報保護のための措置について対外的に公表、説明するよう規定 。（第15条）	通信の秘密、位置情報等のプライバシー性の高い情報を取り扱うことから、 プライバシーポリシーの公表を規定 （アプリケーションを提供する場合も含む）。（第14条）
第三者提供の制限	視聴履歴の第三者提供については、 本人の同意の取得を前提 とすることとし、 オプトアウトの対象から外すことを規定 。（第16条）	通信の秘密に係る個人情報の第三者提供の制限 について規定。（第15条第8項、第10項）
視聴履歴の取扱い上の注意	視聴履歴の分析により、 要配慮個人情報の推知の防止 を規定（第三者による推知も含む）。（第34条）	規定なし
視聴履歴取得等に係る同意	視聴履歴の同意取得 に係る事項を規定。（第35条第1項～第3項）	
電気通信事業者による苦情の処理	規定なし	苦情の処理に係る努力義務規定を義務規定とする規定。（第27条）
通信履歴		通信の秘密として保護されるもの であり、その保存と提供について明示的に規定。（第32条）
利用明細		通信の秘密や密接に関連する情報として保護されるもの であり、適切な措置の元で取り扱うことを規定。（第33条）
発信者情報		通信の秘密として保護すべきもの であり、通知を阻止する機能を設けることを規定。（第34条）

差異がある項目	放送分野ガイドライン	電気通信分野ガイドライン
位置情報	規定なし	通信の秘密や密接に関連する情報として保護されるものであり、その取得及び利用において、利用者の同意等を求める等を規定。（第35条）
不払い者等情報		料金不払いによる問題を防止する必要性に鑑み、その取扱いについて規定。（第36条）
迷惑メール等送信に係る加入者情報		迷惑メールによるネットワークへの被害の防止等の必要性に鑑み、その取扱いについて規定。（第37条）
電話番号情報		加入者のプライバシーに鑑み、電話帳への掲載又は電話番号の案内を省略する機会を与えることを求めること等を規定。（第38条）

放送分野ガイドラインと電気通信分野ガイドラインとの関係性の整理

現状、**放送コンテンツのネット配信による動画の視聴データ**は放送分野ガイドラインの適用対象とはなっていない。

放送コンテンツの配信のうち、放送の視聴履歴と結びつく可能性が高い一定のサービスについて、放送分野ガイドラインの適用対象とすることについて検討。

- ・ **視聴データの取得主体の範囲**（放送事業者に加え、放送事業者が主体的に関わる配信を運営する事業者）について検討。
- ・ **対象サービスの範囲**（同時配信、追っかけ配信・見逃し配信や放送事業者が運営するVOD等）について検討。

改正個人情報法を受けた主な検討事項（個別論点）

（1）「仮名加工情報」制度の創設

視聴履歴等の加工基準や**活用ケース**について、認定個人情報保護団体指針（以下「**SARC指針**」という。）に規定する具体的な事項（加工方法（項目削除、抽象化、丸め加工）等）を検討。

（2）提供先で個人データとなることが想定される個人関連情報

- ・ SARC指針で定義されている「**視聴関連情報**」（*1）、「**非特定視聴関連情報**」（*2）、「**非特定視聴履歴**」（*3）と改正個人情報保護法で追加された「**個人関連情報**」（*4）の**関係性を整理**し、新たに放送分野ガイドラインで規定する事項とSARC指針で規定する事項を検討。

*1 放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報（視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象）

*2 視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの *3 非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報

*4 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

- ・ **非特定視聴履歴が提供先で個人データとなることが想定される具体的な事例**（例：非特定視聴履歴のデータベースと、会員ID・氏名等の他のデータベースを組み合わせる場合）**を検討し、その際の本人同意の取り方を明確化**し、規定する事項を検討。
- ・ その他個人関連情報（受信機メモリの共通NVRAMに保存された情報等）の取扱いについて検討。

